

# 生活 パイロット

インターネットの通販サイトで健康食品やダイエットサプリを安い価格で購入したら、実際は定期購入の契約だったという相談が増えていきます。

【事例】通販サイトに健康食品の広告があった。お試し価格が500円で安いと思い、注文した。商品が届き、今回の契約は6回の定期購入で、2回目以降は8千円になると分かった。サイトを再確認する



## 通販「お試し」に注意

### 契約、解約条件よく確認

と、とても小さな文字で定期購入のことが書かれていた。「解約したい」と伝えたいが、「できない」と言われた。

【アドバイス】契約条件や返品特約が記載されていれば、原則として業者の示す内容に従うことになりません。記載が分かりにくい場合などは、その旨を主張して業者と話し合うことになりませんが、業者に電話をしてもつながらないという事例もあります。「お試し」「初回無料」などと大きく表示されている広告に惑わされず、契約内容や解約条件をよく確認しましょう。

トラブルになった場合は、すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センター・相談窓口にご相談してください。消費者ホットライン☎188は、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ||アイネス☎097・534・0999)